

産業・就業支援

三島村の産業・就業支援

種別	支援制度	支援内容等																																																																						
全般	1.定住促進対策 貸付資金（村）	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・村内で農林水産業に従事して、自立し、および自営しようとする帰郷者または移住者 ○借入条件 <ul style="list-style-type: none"> ・借入金額：150万円以内 ・利率：年1% ・償還期限：10年以内（据置期間2年間＝借入後2年間は返済が猶予される） ・担保：1人以上の連帯保証人を立てる 																																																																						
	2.農林水産業振興 資金貸付基金 (村)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・農業または水産業を営み、村内に住所を定めてから1年以上を経過した者 ・かつて本村に住所を有していた者で、帰村定着して農業または水産業を専業として営もうとする者 ・三島村漁業協同組合の組合員であること ○貸付対象事業と貸付条件 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>借入金額</th> <th>年利</th> <th>償還期限</th> <th>据置期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">農業</td> <td>素牛購入</td> <td>100万円以内</td> <td>1%</td> <td>5年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>飼料購入</td> <td>10万円以内</td> <td>1%</td> <td>2年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>ビニールハウス建築</td> <td>10万円以内</td> <td>1%</td> <td>3年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>耕耘機購入</td> <td>50万円以内</td> <td>1%</td> <td>3年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>農業機器購入</td> <td>400万円以内</td> <td>1%</td> <td>15年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水産業</td> <td>漁船建造</td> <td>300万円以内</td> <td>1%</td> <td>10年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>漁網購入</td> <td>500万円以内</td> <td>1%</td> <td>10年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>魚群探知機購入</td> <td>20万円以内</td> <td>1%</td> <td>2年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業</td> <td>しいたけ菌購入</td> <td>25万円以内</td> <td>1%</td> <td>3年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>特產品開発</td> <td>12万円以内</td> <td>1%</td> <td>2年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>上記以外で村の活性化に寄与すると認められる事業</td> <td>100万円以内</td> <td>1%</td> <td>5年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>150万円</td> <td>1%</td> <td>5年</td> <td>2年</td> </tr> </tbody> </table> ・担保：2人以上の連帯保証人を立てる 	対象事業	借入金額	年利	償還期限	据置期間	備考	農業	素牛購入	100万円以内	1%	5年	2年	飼料購入	10万円以内	1%	2年	2年	ビニールハウス建築	10万円以内	1%	3年	2年	耕耘機購入	50万円以内	1%	3年	2年	農業機器購入	400万円以内	1%	15年	2年	水産業	漁船建造	300万円以内	1%	10年	2年	漁網購入	500万円以内	1%	10年	2年	魚群探知機購入	20万円以内	1%	2年	2年	林業	しいたけ菌購入	25万円以内	1%	3年	2年	特產品開発	12万円以内	1%	2年	2年	その他	上記以外で村の活性化に寄与すると認められる事業	100万円以内	1%	5年	2年			150万円	1%	5年
対象事業	借入金額	年利	償還期限	据置期間	備考																																																																			
農業	素牛購入	100万円以内	1%	5年	2年																																																																			
	飼料購入	10万円以内	1%	2年	2年																																																																			
	ビニールハウス建築	10万円以内	1%	3年	2年																																																																			
	耕耘機購入	50万円以内	1%	3年	2年																																																																			
	農業機器購入	400万円以内	1%	15年	2年																																																																			
水産業	漁船建造	300万円以内	1%	10年	2年																																																																			
	漁網購入	500万円以内	1%	10年	2年																																																																			
	魚群探知機購入	20万円以内	1%	2年	2年																																																																			
林業	しいたけ菌購入	25万円以内	1%	3年	2年																																																																			
	特產品開発	12万円以内	1%	2年	2年																																																																			
その他	上記以外で村の活性化に寄与すると認められる事業	100万円以内	1%	5年	2年																																																																			
		150万円	1%	5年	2年																																																																			
1.青年就農給付金 (経営開始型) (国)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営者となることに強い意欲を有していること ・認定新規就農者であること（受給希望者は青年等就農計画を作成し、市町村から認定を受けた者） ・就農予定時の年齢が原則45歳未満であること ・生活費の確保を目的とした他の事業による給付を受けていないこと ○支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・最長5年間、年間最大で150万円を年2回に分けて給付 																																																																							
2.青年等就農資金 (無利子貸付) (国)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・認定新規就農者であること（青年等就農計画を立て、市町村から認定を受けた者） ○借入条件 <ul style="list-style-type: none"> ・資金使途：営農に必要な農地や施設・農機具等の改良・取得に必要な資金 ・利率：無利子 ・借入限度額：3,700万円（特認で1億円） ・償還期限：12年以内（据置期間5年間＝借入後5年間は返済が猶予される） ・担保等：実質無担保・無保証人 																																																																							
1.畜産経営安定化 貸付基金（村）	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・村内で畜産業を営み、自立し、および自営しようとする者 ○借入条件 <ul style="list-style-type: none"> ・借入金額：150万円以内 ・利率：無利子 ・償還期限：10年以内（据置期間5年間＝借入後5年間は返済が猶予される） ・担保：1人以上の連帯保証人を立てる 																																																																							

種別	支援制度	支援内容等
漁業	1.三島村新規漁業就業者支援事業（村）	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる要件のすべてに該当する者であって、審査会が適当と認めた者 ・原則として55歳未満である者 ・原則として研修修了後1年内に自営等の沿岸漁船漁業者として自立することを目指す者 ・審査会において計画（漁業経営開始計画）が適当であると認められた者で、受講決定後、研修地域において原則3ヶ月以内に技術習得研修を開始することが確実と認められる者 ○支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業就業希望者に対して、沿岸漁船漁業者として自立するために必要な漁業技術習得研修を実施 ・技術研修期間中の生活支援費を支給 <ul style="list-style-type: none"> 研修開始後18ヶ月までは月額12万8千円、19ヶ月以降36ヶ月までは月額14万4千円 ・研修用教材等購入費（漁業用資材、救命胴衣、ヘルメット、ヘッドライト等）を支給 ・労災保険料は村が負担 ・技術研修生が免許取得等の目的で研修を受講するために要する旅費は村が負担 ・漁業技術指導者への謝礼は村が負担
	1-1)新規漁業就業者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業就業希望者に対して、沿岸漁船漁業者として自立するために必要な漁業技術習得研修を実施 ・技術研修期間中の生活支援費を支給 <ul style="list-style-type: none"> 研修開始後18ヶ月までは月額12万8千円、19ヶ月以降36ヶ月までは月額14万4千円 ・研修用教材等購入費（漁業用資材、救命胴衣、ヘルメット、ヘッドライト等）を支給 ・労災保険料は村が負担 ・技術研修生が免許取得等の目的で研修を受講するために要する旅費は村が負担 ・漁業技術指導者への謝礼は村が負担
	1-2)新規漁業就業者漁船リース事業	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・新規漁業就業者支援事業に係る研修を修了見込みまたは修了した者（研修修了日から1年以内） ○支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協が中古船を取得して、新規漁業就業者にリース <ul style="list-style-type: none"> その際、漁協が中古船を取得するための費用の2分の1（以内）を補助する（補助対象経費の上限は600万円）
	1-3)漁業就業者漁船リース事業	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業に從事して5年以内で独立して自営の沿岸漁船漁業者になろうとする者 ○支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協が中古船を取得して、漁業就業者にリース <ul style="list-style-type: none"> その際、漁協が中古船を取得するための費用の2分の1（以内）を補助する（補助対象経費の上限は600万円）
	2.新規漁業就業者確保事業（国）	<ul style="list-style-type: none"> ○支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業就業を目指す研修生の指導者に、研修経費を助成（最長3年間） ※研修経費（主なもの） <ul style="list-style-type: none"> ・講師・指導員の旅費・謝金 ・研修用の教材（雨合羽、長靴、釣り針など研修に必要な消耗品） ・安全対策費（ライフジャケット・ヘルメットなど） ・労災保険 ・移動費・旅費（研修生の研修地への転居に伴う経費、技術習得に必要な講習会等を受講するための旅費）

